

**横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の
通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について
(改正案概要)**

1 趣旨

本市では、原則として横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校（以下「市立学校」といいます。）の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（以下「規則」といいます。）の定めるところにより、市立学校の通学区域を定め、通学する学校を指定しています（以下「指定校」といいます。）。一方で例外として、市立学校の施設及び通学路の状況等を考慮したうえで、指定校以外に教育長が別に定める市立学校からも選択することができる特別調整通学区域の設定等を行っています。

このたび、特別調整通学区域を適用する対象者の範囲を明確に規定し、適切な制度運用を図る等のため、規則を一部改正します。

2 改正内容

(1) 特別調整通学区域の定義（規則第4条第1項）

規則第2条第1項及び第3条第1項に基づく別表で定める市立学校以外に、教育長が別に指定する市立学校を選択することができる地域を特別調整通学区域として指定していますが、規則でこれまで定義が明文化されていなかったため、改めて規定します。

(2) 特別調整通学区域における就学すべき学校の指定（規則第4条第2項）

横浜市では住所によって就学すべき市立学校を指定する通学区域制度を基本としています。

一方で、通学区域制度の例外として、通学区域の適正化や、保護者や地域の要望、地域コミュニティとの整合性の確保などの観点から特別調整通学区域を設けています。

現在は同区域に居住する新入生及び転入生を対象に運用しているところですが、現行規則では在校生も含まれることになり、住所によって就学すべき学校を指定することを基本とした通学区域制度の趣旨に合わない事態が生じています。そのため、対象者の範囲を明確に規定し、制度の適切な運用を図ります。

【参考】特別調整通学区域に係る規則改正前後の比較表

対象者	現行		改正後
	規則	運用	規則・運用
新入生	○	○	○
転入生	○	○	○
在校生	○	—	—

(3) 特別調整通学区域における就学すべき学校の指定の通知（規則第4条第3項【新設】）

特別調整通学区域における就学すべき市立学校の指定の通知については、これまで規則に明確に規定されていなかったことを踏まえ、規則第3条第1項に規定する手続きと同様に行うことを改めて規定します。

3 新旧対照表

別紙参照

4 公布・施行予定日

令和6年6月25日